

令和 2 年 1 0 月 7 日 開 会

令和 2 年 1 0 月 7 日 閉 会

令 和 2 年

第 3 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和 2 年 第 3 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 1 0 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 2 年第 3 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 1 0 月 1 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 1 0 月 7 日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の報告について（損害倍書の額を定め、和解することについて）
 - 植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）に係る工事請負契約の変更について

開 会 令和 2 年 1 0 月 7 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分

閉 会 令和 2 年 1 0 月 7 日（水曜日）午前 9 時 5 0 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	10月7日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	×
5	藤 井 孝 博	×
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事	大 江 正 彦	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 森 貞 二
 書記 立 住 貴 彦

議事日程
 別紙のとおり

令和2年第3回小豆島町議会臨時会議事日程

令和2年10月7日(水) 午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第10号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第4 議案第55号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その8)に係る工事請負契約の変更について (町長提出)

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和2年小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、香川県では当面の間、準感染警戒期に位置づけており、催物の開催を段階的に緩和する一方で、新しい生活様式の徹底に努め、感染症対策に取り組んでおるところでございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件、契約案件1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は4番森弘章議員と5番藤井議員です。ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番安井信之議員、12番鍋谷真由美議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第3、報告第10号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第10号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私のほうから、報告第10号専決処分の報告についてご説明させていただきます。

上程議案集の2ページをお開きください。

報告第10号は、損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1ページおめくりください。

本年7月20日に苗羽甲2276番地の苗羽公民館敷地内駐車場におきまして発生した公用車の接触事故につきまして、9月18日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1、和解の相手方につきましては、町内在住の個人でございます。2の和解の内容につきまして、(1)にありますように、相手方の車両修繕費として4万7,344円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償額の全額につきましては、町村会の保険で賄われてお

ります。

事故の概要でございますけれども、高齢者福祉課職員が駐車場からバックをして方向転換をしようとしたところ、後方から近づいていた相手方に気づかず接触したというものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第55号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その8）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第55号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その8）に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第55号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その8）に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

地元関係者との協議や施工に伴う工事内容の変更及び現地精査により数量に変更が生じたため、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第55号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その8）に係る工事請負契約の変更につきましてご説明をいたします。

上程議案集4ページをお開きください。

提案理由につきましては、この工事は令和元年10月25日の小豆島町議会において議決を得られた工事で工事内容及び契約金額に変更が生じたため、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その8）の変更契約でございます。2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。3、契約の金額は、変更前の金額が7,062万円に対しまして変更後の金額は8,668万円で、1,606万円の増でございます。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町木庄甲255番地、秋田工業株式会社代表取締役佐々木孝でございます。

5ページをお開きください。

工事の変更概要です。

安田、植松地区の慢性的な浸水被害を解消するため、平成18年度に策定した植松都市下水路再整備計画に基づき、平成19年度より再整備事業に着手しています。継続事業で雨水排水用の管渠を布設するものでございます。

1、工事名、2、契約金額、3、契約業者は、先ほど説明したとおりです。4、工期は、令和元年10月25日から令和2年10月30日までです。5、工事概要及び変更内容につきましては、雨水管渠の布設延長72.46メートルは変更ありません。仮設工として矢板を使用しましたが、転石があり矢板が入らなかった区間について地盤改良にて対応したため、薬液注入工が増えております。また、矢板を抜くと管渠が下がるおそれがあったため、矢板を残したことにより増額となっております。ほか、夜間工事区間があったことや現場精査により数量が変更したため増額変更となりました。

次に、6ページの位置図をご覧ください。

図面下が内海湾で上が北となっております。薄い赤は国道436号です。工事区間につきましては赤の区間で、図面左上が拡大図となっております。それぞれ引き出し線で示している箇所が変更となりました。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 矢板を残したことが一番大きいんでしょうか。金額的にどうなんかなつつうのと、その薬液も高いんですか。その辺は素人なんでよろしく。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 主に大きな要因となるものは、矢板薬液注入によるもの、それとあとガードマンの人数が増えております。工期が延びたことによりまして、ガードマンの、交通整理員の人数が増えております。金額的に言いますと、直工の単価なんですけど、矢板の残置を残したことで約300万円、薬液注入が230万円、交通整理員のほうが約200万円の増となっております。それに諸経費がかかってきておりまして、トータル的に1,606万円というふうになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） これは入札で行われてますけど、金額があまりにも大きいですね、これ。この財源はどこから出るのかと、前もってこういうふうなことは想定できなかったのか、たまたま工事に入ってからできたことなのかをもう少し詳しく。これでしたら入札の値打ちがないと思うんですよ。どこの業者がやっても、これはこういうことが認められるのかと、そのあたりを。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） まず、財源につきましては、図面を見ていただきたいんですが、当初令和2年度の工事区間がこの赤色の部分と残りの緑の部分、これを予定しておりました。一応、赤色の部分をその8として工事発注をしまして、その9として残りの緑の区間、これをやる予定にしておりました。その予算内の話で、今年度の工事で完了する予定でした。ただ、1,606万円の事業費が増えたことによりまして、最後まで緑の区間が完了しないということで来年度に引き続いて予算要求をさせていただいて完了に向けていきたいということで、先ほどの財源がという話は令和2年度の予算内でしまいをつけるという話になります。

それと、先ほどの当初想定されなかったのかということなんですが、この区間72.46メートルの管渠、ボックスカルバートなんですが、当然ながら発注してから、2次製品ですのでそれは注文を当然いたしております。いたしておりますので、72.46メートルの施工ということで地元にも説明してございまして、この区間をやりますということです。

矢板を抜くか抜かないかの部分につきましては、図面の左上の拡大図、これがマルヨシセンターの前の町道部分、この区間の矢板、これを抜く予定にしておりました。ただ、その手前、吉本の駐車場の横、これも抜く予定にしておりました。実際、それは抜きました。抜いたことで、基準値内ではあるんですが、若干沈下をいたしました、製品自体が。それが矢板を抜くことで、要は下の層が一緒についてきて、それによる沈下と想定されました。ですので、矢印を示してる区間、この区間につきまして矢板を抜かずにそのまま残置をしたということになっております。そのほか、薬注の関係については、転石が出たために矢板が入らなかったということで薬注をせざるを得なかったということで、不測の事態に対する対応ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに。安井議員。

○11番（安井信之君） 矢板は置いたということですが、この辺りいうんは井戸の使用いうんはないんですか。言うたら、矢板を置くことによって鉄分とかなんとかのが増えてくるから嫌がるというふうな話を聞きますんで、今まで工事やった中で矢板を残してきたいう経緯がある中で、その地元のほうからの苦情なりはないんですか、その辺は。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 吉本の横の箇所に井戸がございました。それにつきましては、矢板がその部分だけなかなか入ってないところがありまして、矢板が入れられないというところもございまして、周辺についてはもう当然ながら矢板は入っておりますので

残置しております。この区間自体が非常に狭い道ですので、矢板を抜くと家に影響が出るということで残置をずっとこうしているところではございます。工事してからそんなに期間がたってないので苦情ということはないんですけれども、これから出てくるかどうかというのは様子を見たいなと思っております。ただ、最近水道用水の使用がほとんど、この区間も当然そうなんです、水道用水使っているということで、地下水自体が鉄分が多いということはほかの地区でも当然ございますので、矢板が原因で鉄分が多くなるということがなかなか言いづらいところがあるかなとは思っています。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） もともと井戸を使ってる人いうたら成分とかいうのを調べると思うんですが、その分によって鉄分が増えてきたとかそういうなときに、役場としてはどういふふうな対応をする必要があるのかなというふうな部分での質問なんで、その辺どういふふうにご検討ですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 私が知る範囲で説明させてもらおうと、この周辺について井戸水を飲用水として使用しているというのは聞いておりません。ですので、何らかの形でこの工事をやったことで支障が出てきているというふうなことの連絡がありましたら、それも当然ながら検討させていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） ここの工事、ちょいちょい夜マルヨシへ買物に行ったりしよったんですけど、夜間工事をやっておりましたね。それで、次の緑の横、これもやっぱり夜間工事になるのかなと思うんですけど、これはもう昼間の工事はできんのかいな。

それともう一つは、この辺りはもう砂地というんか埋立てなんですかね、この辺り。その辺どうですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 夜間工事につきましては、マルヨシセンターの駐車場があるという関係で、協議する中で極力避けてほしいという話がありました。次の区間につきましては、今度八木石油の前のところということで、その区間については当然営業しておりますので、半分に区切って半分半分で施工するような形になろうかと思います。工事自体が夜間工事になるのかどうかというのは、やはり営業されているところとの協議になってこようかと思いますので、そこら辺を今から検討したいと思っております。それと、土質に関しては砂でございます。砂で、製品を置いたその下側の層自体が粘土層のシルト混

じりの砂層でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。森崇議員。

○9番（森 崇君） これ説明会がたしか2回ぐらいあったと思うんですけど、こういう随分大きな変化というのは説明会は必要ないのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） この変更に対しての説明という意味でよろしいでしょうか。

工事自体は、何ら区間が変わるとかやり方が変わるとかっていう話ではないので、工事説明はしておりませんが、ただ隣接に住まわれている方とかマルヨシセンターとかそういったところに関しては、当然工期も延びておりますのでそういう説明はしております。工事をやることで何らかの影響が出る場合もございますので、それは逐次情報収集して対応しております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その8）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前9時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員